



# 別所憲法9条の会 たより

2024年6月号 第191号

## 安保法制廃止・軍事費倍増・軍備強化を許さない・敵基地攻撃能力保持反対・9条守って平和外交を！

紫陽花があちこちで咲きはじめ、雨に濡れてもいっそう鮮やかさを増し、変色の妙を楽しませてくれます。そろそろ梅雨の頃ですね。梅雨(ばいう)は中国から伝わった言葉ですが、「つゆ」と読むようになったのは、江戸時代の頃で、露に濡れて湿っぽい「露けし」からと、梅の実が熟して漬れる「漬ゆ(ついゆ)」からという説があるようです。濡れてより緑がより美しくなる草木や梅の香に触れて『雨の日もまた楽し』と過ごしたいものです。

大規模災害などの非常時に国の指示権を拡大する地方自治法改正案が5月30日、わずか20日余りで衆院を通過しました。国の指示権は現状の災害対策基本法や感染症法など個別法に規定があれば行使できるにも関わらず、「重大な事態」が発生した際に閣議決定を経て政府が関係ある自治体に必要な措置を指示できるようになります。政府の恣意的な運用も可能になります。具体的にどのようなケースが想定されるかも明らかになっておらず、政府の権限を強化する「緊急事態条項」の含みがあるのではないかと疑いたくなりますが、参院で各地の知事や自治体首長からの懸念や反対の声を審議に生かし深めてもらいたいと思います。

## 6月例会

## 6月のご案内

日 時 6月24日(月) 13:30~16:00

会 場 長池公園自然館 第一会議室

内 容 「2024年度 大軍拡予算を見てみよう」No.2

参考資料『大軍拡と基地強化にNO！アクション2023』

※ 参考資料の冊子は300円でお分けします。

☆ お手持ちの資料など持参ください。

参加費 300円

★新型コロナ感染症対策については、会館の指示に従ってご参加下さい。



堀之内駅前での宣伝

6/17日(月)10:00~

9条守ろう！平和外交を！

殺傷武器の生産・輸出反対

イスラエルのガザ攻撃反対

6/15(土)10:30

八王子アクション

JR 八王子駅北口

6/19(水)18:30

戦争させない 19日行動

国会正門前

## 5月の例会報告



5月例会は『2024年度 大軍拡を見てみよう』をテーマに資料を参考に説明を受け、その後意見交換をしました。

2022年の安保3文書による軍事予算は43兆円。2019年からの5年間の軍事費は27兆円であり、今回の43兆円は莫大増。しかし、これで済むのか？ 60兆円にのぼるのではとの記事も。武器の先買いでのローンもある。なぜ軍事費を2パーセントにするのか？ NATOにならい、アメリカの要望に沿う形だ。

また日本産の武器をどんどん作って輸出する国になりつつある日本が危険。さらに軍拡の為に増税が。

- ① なぜこのように軍事費を増やすのか？ 日本は戦争したいのか？ アメリカは本当に中国と戦争する気なのか？ そうではないように思う。自国の武器を売りたいだけなのではないか。
- ② 岸田首相は所得を増やすなどと言うが、日本は軍事産業の武器輸出でもうけることが出来るのか？
- ③ アメリカは日本に技術開発させてその技術を取り上げるのでは？
- ④ 日本は、いまだアメリカ占領時代のまま自立できていない。戦後処理では一部の戦犯だけを処分し、旧軍人達が政治の中枢、自衛隊の幹部になり自民党政治を繋いできた歴史がある。
- ⑤ 改憲の動きは再軍備だけでなくアメリカの下請け軍備、下請け軍隊になろうとしているのはいつから？ 他の国々の軍隊の下に日本人を置くなんて考えられない。



以上のように意見交換し、次回もこのテーマで学習、意見交換等を継続することになりました。

# 自民党の改憲草案(2012年)をしっかり見てみよう！



## シリーズ その2

前回に続き、「第三章 国民の権利及び義務」です。今回は第21条の表現の自由について。

### 2012年 自民党草案

#### 第三章 国民の権利及び義務 第二十二条

##### (表現の自由)

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

### 現行憲法

#### 第三章 国民の権利及び義務 第二十二条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

##### <新設部分>

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

### 注目

現行憲法では「一切の表現の自由を保障する」としている一方、自民党草案では項目をひとつ増やして「○○の場合は認められない」としています。認められないケースは「公益および公の秩序を害する活動」であると書いてあり、内容はあいまいです。つまり、適用範囲の境界線をスライドすることによって何でも制限することができることになります！

このどこが表現の自由なん！

自民党は「オウム真理教に対して破壊活動防止法を適用できなかったことの反省からこの項目を規定した」と説明しています。

これ、言い訳に過ぎませんね。耳ざわりの良いことを言えば人々が納得すると考えているだけ。もし真剣に何とかしたいと思うならば、法律の内容を議論すれば良いのではありません

「○○は認められない」の下ではデモや集会参加者を逮捕することができるようになるでしょう。「表現の自由が保障」されている現在ですら、北海道で演説を肉声で野次を放った人はどうなりました！？ 新聞や放送局の会長や社長と政権担当者がたびたび会食していたではありませんか？ 招待に応じる側も理解できませんけど、そもそも政権がマスメディアに声をかけることが憲法違反ではないですか？

2012年自民党改憲草案の全文をこちらのサイトでご覧いただけます。

ページを上下に分けて、現行憲法を参照しながらチェックできます。

<https://bessho9.info/box/kaiken.html>



### ガザ攻撃をやめさせよう！

と、国内でも連日、デモや抗議集会が開かれています。国会前、イスラエル大使館前、アメリカ大使館前、そして新宿駅等々。日本の若者たちは無関心ではない。日本の植民地政策、侵略行為を改めて心に深く留め、二度とアジアの人々の命を奪うようなことは許されないと立ち上がる若者。アジアのそして『全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を有することを確認する』と高らかにうたった憲法を持つこの国に誇りをもって、出来る事をしよう！！ 署名・カンパ・集会参加・声かけ・何が出来るか？考えよう1！



別所憲法9条の会ホームページ <https://bessho9.info/>

